

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 (※契約の相手方が農林水産省が所管する特別社団法人又は特別財団法人の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格 (※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
1 南小川地区小椋曾外災害測量・設計業務 (高知県長岡郡大豊町) 平成30年8月7日～平成30年9月7日 (建設コンサルタント(山腹工測量設計一式))	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 野津山喜晴	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成30年8月6日	株式会社森林テクニクス四国支店	高知県高知市朝倉戊531-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	H30.7.3～8の台風7号及び梅雨前線の活動に伴う豪雨により、林地及び資材運搬路施設に被害を受けた箇所であり、緊急に復旧する必要があるため	7,753,110	7,344,000	94.7%	-	-	-	-	-	-	-
2 ヒカリ石(91)災害測量・設計業務 (高知県香美市) 平成30年8月10日～平成30年9月21日 (建設コンサルタント(溪間工・山腹工測量設計一式))	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 野津山喜晴	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成30年8月9日	国土防災技術株式会社高知支店	高知県高知市藪野中町7-22	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	H30.7.3～8の台風7号及び梅雨前線の活動に伴う豪雨により、林地及び治山施設に被害を受けた箇所であり、緊急に復旧する必要があるため	10,347,158	9,180,000	88.7%	-	-	-	-	-	-	-
3 雁巻林道外1路線災害復旧調査・測量・設計業務 (高知県安芸郡馬路村) 平成30年8月24日～平成30年9月28日 (建設コンサルタント(雁巻林道外1路線210m))	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 野津山喜晴	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成30年8月23日	株式会社森林テクニクス四国支店	高知県高知市朝倉戊531-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	H30.7.3～8の台風7号及び梅雨前線の活動に伴う豪雨により、林道施設に被害を受けた箇所であり、緊急に復旧する必要があるため	3,835,089	3,672,000	95.7%	-	-	-	-	-	-	-
4 奥藤林道外1路線災害復旧調査・測量・設計業務 (高知県宿毛市) 平成30年8月24日～平成30年9月28日 (建設コンサルタント(奥藤林道外1路線65m))	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 野津山喜晴	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成30年8月23日	株式会社森林テクニクス四国支店	高知県高知市朝倉戊531-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	H30.7.3～8の台風7号及び梅雨前線の活動に伴う豪雨により、林道施設に被害を受けた箇所であり、緊急に復旧する必要があるため	1,967,639	1,620,000	82.3%	-	-	-	-	-	-	-
5 成山林道災害復旧調査・測量・設計業務 (高知県香美市) 平成30年8月24日～平成30年10月5日 (建設コンサルタント(成山林道60m))	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 野津山喜晴	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成30年8月23日	株式会社森林テクニクス四国支店	高知県高知市朝倉戊531-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	H30.7.3～8の台風7号及び梅雨前線の活動に伴う豪雨により、林道施設に被害を受けた箇所であり、緊急に復旧する必要があるため	1,827,554	1,512,000	82.7%	-	-	-	-	-	-	-
6 川上カゲ林道(治山業務含む)外1路線災害復旧調査・測量・設計業務 (徳島県美馬市) 平成30年8月24日～平成30年10月19日 (建設コンサルタント(川上カゲ林道外1路線260m、山腹工測量設計一式))	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 野津山喜晴	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成30年8月23日	株式会社森林テクニクス四国支店	高知県高知市朝倉戊531-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	H30.7.3～8の台風7号及び梅雨前線の活動に伴う豪雨により、林地及び林道施設に被害を受けた箇所であり、緊急に復旧する必要があるため	10,023,704	9,720,000	96.9%	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。